

旅館、ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項についての事務取扱要綱

鳥取県東部広域行政管理組合消防局

(趣旨)

第1条 この要綱は、旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項（昭和56年1月24日消防予第21号）の運用に基づく消防法令に適合している旨の通知書等の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(消防法令に適合している旨の通知書等の交付)

第2条 旅館、ホテル、興行場及び公衆浴場等に関する法令に基づき、許可、登録、指定、承諾若しくは届出等（以下「許可等」という。）に添付される消防法令に適合している旨の通知書（以下「消防法令適合通知書」という。）の交付については、消防局長又は消防署長（以下「消防局長等」という。）に申請するものとし、次の申請区分により消防法令適合通知書交付申請書（様式第1号）により申請するものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更の届出に係るもの
- (2) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録及び同法第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出に係るもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の規定による営業の許可及び同法第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出に係るもの
- (4) 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条の規定による劇場、映画館、演芸場及び観覧場の営業の許可及び鳥取県興行場法施行細則第3条の規定による変更の届出に係るもの
- (5) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定による営業の許可及び公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第4条の規定による変更の届出に係るもの

申請区分	関係行政機関
旅館業法又は同法施行規則に係るもの	所轄保健所
国際観光ホテル整備法に係るもの	中国運輸局
風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係るもの	所轄警察署
興行場法に係るもの	所轄保健所
公衆浴場法に係るもの	所轄保健所

2 消防局長等は、前項により消防法令適合通知書の交付申請があった場合は、営業許可又は届出に係る申請書の写し等による書類審査及び消防支援情報管理システムによる電算処理を行い、鳥

取県東部広域行政管理組合火災予防査察規程（令和4年消防局訓令第1号）第2条第1号に規定する立入検査を行うものとする。

ただし、申請のあった日から起算して3ヶ月以内に行った立入検査の結果が消防法令に適合していると認められる場合、また、鳥取県東部広域行政管理組合消防局防火基準適合表示制度実施要綱（平成26年3月20日。以下「表示要綱」という。）第3条の規定により、表示マークの交付を受けている防火対象物の関係者からの申請に係るものは立入検査を省略することができる。

3 前項の結果に基づく消防法令適合通知書の交付は、次により行うものとする。

- (1) 消防法令に適合していると認められる場合は、消防法令適合通知書（様式第2号、様式第2号の2、様式第2号の3）を2通作成し、うち1通を申請者に交付する。
- (2) 消防法令に適合していないと認められる場合は、消防法令適合通知書の交付申請に対する回答書（様式第3号）を2通作成し、うち1通を申請者に交付する。

（旅行関係者からの照会に対する対応）

第3条 消防局長等は、旅行関係者（個人を除く、以下同じ。）から旅館・ホテルの消防法令適合状況に関する照会書（様式第4号）により照会があった場合は、表示要綱に基づき交付される表示マークの交付状況等について、旅行関係者からの照会に対する回答書（様式第5号）により回答する。なお、表示マークが交付されていない場合は理由を記載するものとする。

（関係行政機関との連絡協調）

第4条 他の関係行政機関から消防局長等に対し通知があった場合は、これに適切に対応するとともに、その対応結果を当該関係行政機関に対し通知するものとする。なお、防火安全に関する不備事項を発見した場合は、これを関係行政機関に通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月7日から施行する。
- 2 平成5年8月2日鳥取県東部広域行政管理組合消防局達1号は廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。